

地域自主戦略交付金制度要綱

平成23年 4月 1日

平成23年 9月30日 一部改正

平成24年 4月 6日 一部改正

地域自主戦略交付金について、基本的な枠組みを定める。

第1 地域自主戦略交付金の目的

地域自主戦略交付金は、地方公共団体が対象事業から自主的に事業を選択して作成した地域自主戦略交付金の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

第2 定義

1 地域自主戦略交付金

第5に定める事業実施計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

2 交付対象者

地域自主戦略交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県（沖縄県を除く。）及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「地方公共団体」という。）とする。

第3 交付対象事業

交付対象事業は、別表に掲げる事業等のうち、事業実施計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。対象事業ごとの要件等は別表の対象事業を所管する大臣等（以下「交付担当大臣等」という。）が定める交付要綱等に定めるものとする。

第4 交付限度額

交付対象事業に対する地方公共団体ごとの交付金の交付限度額は、別紙により算出された額とする。

第5 事業実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、第4により算出された交付限度額の範囲内で、次に掲げる事項を記載した一の事業実施計画（様式は別添を参照）を作成し、内閣府の指定する時期に当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。内閣総理大臣は当該計画を各交付担当大臣等へ送付し、第7の配分計画の協議のために当該計画の確認を求めるものとする。

- 1) 事業実施計画作成地方公共団体の名称
- 2) 交付対象事業の名称及び事業等の概要
- 3) 交付対象事業に要する費用

- 4) 事業実施期間
- 5) 事業等の総事業費
- 6) その他必要な事項

第6 事業実施計画の変更等

地方公共団体は、事業実施計画を変更する場合には、内閣府の指定する時期に、変更後の事業実施計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、3)、4) の場合は、変更後の最終の事業実施計画を当該年度の年度末に提出すれば足りることとし、その場合は、交付対象事業の変更の都度、変更後の事業実施計画が提出されたものとみなす。

- 1) 交付金の交付決定後、交付対象事業の進捗の状況により、当該地方公共団体に交付決定された交付金の総額の範囲内で、各交付担当大臣等が交付決定した交付金額の間で調整が必要になる場合。この場合、交付担当大臣等による減額の変更交付決定の写しを添付するものとする。
- 2) 交付限度額の範囲内で、交付金交付額の総額を増額する場合。
- 3) 別表の社会資本整備に関する事業、農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、自然環境整備に関する事業、生物多様性保全回復整備に関する事業及び循環型社会形成推進に関する事業（国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除く。）については、交付金の交付決定後、交付対象事業の進捗の状況により、交付決定した国費とその事業費に見合う国費との間で差額が生じ、次年度の交付額算定において調整する場合。その際には、事業実施計画に次年度と調整する差額分及び調整する国費等を明示すること。
- 4) その他の変更の場合

第7 配分計画作成

- 1 内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく事業実施計画並びに第6の1)及び2)の規定に基づき変更した事業実施計画の提出を受けた場合には、当該事業実施計画に記載された交付対象事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、交付担当大臣等と協議し、交付担当大臣等が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。
- 2 内閣総理大臣は、交付金を充てて実施した事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）に基づき国の負担又は補助の割合を引き上げることとされているものについては、実施した翌年度以降、同法が定める国が通常の負担割合を超えて負担することとなる額について、交付担当大臣等の報告を受け、配分計画を作成する。

第8 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第7により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣等と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 交付金の交付

第8により予算の移替えを受けた交付担当大臣等は、その定めるところにより交付事務を行う。その際、交付担当大臣等は、交付金の適正な執行を図るものとする。

第10 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣および関係行政機関の長は、事業実施計画の適正な実施のため、交付金による事業等の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第11 事業等の評価

1 地方公共団体の事業等の評価

- 1) 地方公共団体は、交付金の目的に鑑み、その執行に際し、成果目標及びその達成予定年度を事業実施計画の提出後速やかに、別紙様式により設定する。この際、地域の実情を踏まえるとともに、あらかじめ内閣総理大臣から提示される「地方公共団体において評価等が必要と考えられる項目」を参照し、自主的に成果目標を設定することとする。
- 2) 地方公共団体は、1)の規定により成果目標を設定した場合は、設定した成果目標の達成予定年度以後、速やかに当該成果目標の達成状況について評価を行う。なお、長期にわたる事業等では、当該成果目標の達成状況についておおむね3年程度の適当な期間ごとに中間評価を行うよう努めるものとする。
- 3) 地方公共団体は、1)又は2)の規定により、成果目標及びその達成予定年度の設定並びに成果目標の達成状況についての評価を行った場合には、これを公表するとともに、内閣総理大臣に提出する。
- 4) 地方公共団体は、成果目標及びその達成予定年度の変更を行った場合は、これを公表するとともに、内閣総理大臣に提出する。
- 5) 内閣総理大臣は、地方公共団体から受理した成果目標及び地方公共団体による評価結果を交付担当大臣等に回付する。

2 国による活用等

- 1) 内閣総理大臣は、地方公共団体が交付金に基づく事業等を行うに際し「地方公共団体において評価等が必要と考えられる項目」について、地方公共団体に過度な負担をかけないよう考慮しつつ交付担当大臣等と調整の上とりまとめ、地方公共団体に提示する。
- 2) 交付担当大臣等は、内閣総理大臣から地方公共団体に提示する「地方公共団体において評価等が必要と考えられる項目」について、内閣総理大臣の求めに応じ、所掌する事業等の成果を確認する観点から整理及び調整する。また、交付対象事業の実施が所掌する政策の遂行に寄与したかを確認する際には、必要に応じ、内閣総理大臣から回付された地方公共団体による評価結果を活用する。
- 3) 内閣総理大臣は、交付金の運営状況及び評価結果について、交付担当大臣等及び地方公共団体から必要に応じて報告を求める。
- 4) 内閣総理大臣は、交付担当大臣等からの報告内容等を踏まえ、交付金が国の政策の遂行に寄与する制度となっているか、及び地方公共団体からの報告内容等を踏まえ、交付金が地域の実情に合い、地域の自由裁量の拡大や予算執行の効率化に資するものとなっているか等、効果的・効率的な財源となっているかを確認し、必要な改善を図る。

第12 その他

この交付金の制度導入後、さらに本制度要綱に定めが必要となる事項については、本制度の実施状況を見ながら適時適切に本制度要綱の改正により定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

別紙 交付限度額の算出

交付対象事業に対する地方公共団体ごとの交付金の交付限度額は、1に定める額と2の算式により算定した額の合計額とする。

- 1 内閣総理大臣が別に定める額とする。
- 2 内閣総理大臣が別途定める算式により算定した額とする。

平成 _____ 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標

(_____)
(地方公共団体名)

番号	成果目標	達成予定 年度	中間評価 年度	対応事業	参照情報
	(目標を記載。定量的指標を設定の場合も本欄に記載)	(具体的な年度を記載)	(具体的な年度を記載)	(記号にて記載)	(別途の文書等で設定済みの目標の場合には、その旨記載するとともに、リンク先などを記載) (前年度から変更がある場合は変更内容を記載)
1					
2					
3					

(注) 1. 欄の不足に際しては、表の加工による欄の増加や別添への参照を適宜行うこと。

2. 事業実施計画に記載された全ての事業に係る成果目標を設定する(当該年度の事業実施計画に記載された事業以外の事業と一体となって目標を達成する場合は、他事業との統合効果により目標を達成する旨を記載のこと)。ただし、選択しなかった事業については目標を設定する必要はない。
成果目標については、括り方も数も地方公共団体の任意であり、国から別途提示される「地方公共団体において評価等が必要と考えられる項目」を参照し、自主的に設定すること。

なお、交付要綱等において別途の評価に係る規定に基づき目標設定が行われているものや、地方公共団体自らの別途の評価の仕組みの中で別途成果目標を定めているものについては、参照情報に、それらの仕組みによる目標設定に係る情報が公表されている旨を記載する(重複しての新たな目標設定が求められるものではない)。また、地域自主戦略交付金による事業以外の事業とも連携した効果を目指す場合には、それら他事業とあわせた目標設定も行う得る。

3. 成果目標の達成予定時期には事後評価を行うことが前提とされる。長期(おおむね5年程度以上)にわたる事業では、当該成果目標の達成状況についておおむね3年程度の適当な期間ごとに中間評価を行うよう努めること。

4. 対応事業は、別表に掲げる事業のうちから1つ以上を選択し、記号を記載のこと。

その際、記号ごとに事業実施計画に掲載されている全ての事業が対象であれば記号のみを記載し(例、「A」)、一部の事業のみを対象とする事業であれば、事業実施計画に記載されている事業との関連が分かるようにすること(例、事業実施計画の通し番号を用いる場合には、「D1のNo.1」等)。

5. 「参照情報」には、これまでの制度の中で既に実施した事前評価の結果など、成果目標を設定する上で重要と考えられる情報を適宜記載のこと。

別表

1 都道府県

対象事業	対象事業を 所管する大臣等	記号
交通安全施設整備に関する事業： 特定交通安全施設等整備事業（円滑化対策事業に限る。）	警察庁長官	A
消防防災施設整備に関する事業： (1)耐震性貯水槽、(2)備蓄倉庫、(3)林野火災用活動拠点広場、(4)活動火山対策避難施設、(5)広域訓練拠点施設、(6)救急安心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。）	総務大臣	B-1 B-2 B-3 B-4 B-5 B-6
学校施設環境改善に関する事業： (1)余裕教室の改修に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。） (2)校内LANの整備に関する事業（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。） (3)空調の整備に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。） (4)屋外教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） (5)木の教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） (6)地域・学校連携施設の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） (7)産業教育施設の整備に関する事業（高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。） (8)学校屋外運動場照明施設の新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） (9)学校クラブハウスの新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） (10)太陽光発電等の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育施設、特別支援学校並びに共同調理場に限る。） (11)社会体育施設の整備に関する事業	文部科学大臣	C-1 C-2 C-3 C-4 C-5 C-6 C-7 C-8 C-9 C-10 C-11

<p>水道施設整備に関する事業：</p> <p>水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備及びライフライン機能強化等事業</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>D1</p>
<p>社会福祉施設等施設整備に関する事業：</p> <p>(1)保護施設等の施設整備※</p> <p>(2)社会福祉施設等の大規模修繕等（グループホーム・ケアホーム等を除く。）※</p>		<p>D2-1 D2-2</p>
<p>医療提供体制施設整備に関する事業：</p> <p>(1)地球温暖化対策施設整備事業※</p> <p>(2)内視鏡訓練施設施設整備事業※</p> <p>(3)看護師等養成所施設整備事業※</p> <p>(4)看護師養成所修業年限延長施設整備事業※</p> <p>(5)看護教員養成講習会施設整備事業※</p> <p>(6)歯科衛生士養成所施設整備事業※</p>		<p>D3-1 D3-2 D3-3 D3-4 D3-5 D3-6</p>

農山漁村地域整備に関する事業（別紙1のとおり）		E1 (1-1～5-1)
<p>農山漁村活性化対策整備に関する事業：</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第二項の規定による交付金の交付の対象となる事業等（都道府県が単独で又は当該都道府県の区域内に存する市町村と共同して作成する同法第六条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等に限る。）※</p>		E2
<p>農業・食品産業強化対策整備に関する事業：</p> <p>(1)農畜産物（蚕糸を含む。以下同じ。）の産地の競争力の強化に必要な小規模の土地基盤整備、果樹、茶樹又は桑樹の改植及び農畜産物の安定供給の確保のための共同利用施設の再編整備に係る取組※</p> <p>(2)卸売市場施設整備対策に関する事業（中央卸売市場施設整備の取組及び地方卸売市場施設整備の取組）※</p>	農林水産大臣	E3-1 E3-2
<p>水産業強化対策整備に関する事業：</p> <p>漁港防災対策支援事業のうち、都道府県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業</p>		E4
<p>森林整備・林業等振興整備に関する事業：</p> <p>(1)森林の多様な利用・緑化の推進事業※</p> <p>(2)特用林産の振興事業※</p> <p>(3)木材利用及び木材産業体制の整備推進事業のうち、次に掲げるものの※</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 木材産業構造改革整備事業 二 木質バイオマス利用促進整備事業 三 木造公共建築物の整備事業（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第九条第一項に規定する市町村方針に基づくものを除く。） 		E5

工業用水道に関する事業： 取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等	経済産業大臣	F
社会資本整備に関する事業（別紙2のとおり）	国土交通大臣	G (1-1~10-2)
環境保全施設整備に関する事業： 動物収容・譲渡対策施設整備事業	環境大臣	H1
自然環境整備に関する事業： (1)長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く。）※ (2)国定公園において行われる施設の整備事業※ (3)国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業（既着手事業に限る。）※		H2-1 H2-2 H2-3
生物多様性保全回復整備に関する事業： 生物多様性保全回復整備に関する事業（生物の多様性の保全上重要と認められる地域における、生物の多様性の保全・回復を図るための保全施設及び生息空間の整備）		H3

(注) ※を付した事業及び別紙1・2を除き、都道府県が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

2 指定都市

対象事業	対象事業を 所管する大臣	記号
<p>消防防災施設整備に関する事業：</p> <p>(1)耐震性貯水槽、(2)備蓄倉庫、(3)防火水槽（林野分）、(4)林野火災用活動拠点広場、(5)活動火山対策避難施設、(6)広域訓練拠点施設、(7)画像伝送システム（施設分）、(8)救急安心センター等整備事業、(9)高機能消防指令センター総合整備事業</p>	<p>総務大臣</p>	<p>B-1 B-2 B-3 B-4 B-5 B-6 B-7 B-8 B-9</p>
<p>学校施設環境改善に関する事業</p> <p>(1)余裕教室の改修に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。）</p> <p>(2)校内 LAN の整備に関する事業（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）</p> <p>(3)空調の整備に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。）</p> <p>(4)屋外教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。）</p> <p>(5)木の教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。）</p> <p>(6)地域・学校連携施設の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。）</p> <p>(7)産業教育施設の整備に関する事業（高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。）</p> <p>(8)学校屋外運動場照明施設の新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。）</p> <p>(9)学校クラブハウスの新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。）</p> <p>(10)太陽光発電等の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育施設、特別支援学校並びに共同調理場に限る。）</p> <p>(11)社会体育施設の整備に関する事業</p>	<p>文部科学大臣</p>	<p>C-1 C-2 C-3 C-4 C-5 C-6 C-7 C-8 C-9 C-10 C-11</p>

<p>水道施設整備に関する事業：</p> <p>水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備、水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業（鉛製管の更新を行う事業、基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業、緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業及び地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業を除く。）、生活基盤近代化事業（鉛製管の更新を行う事業、基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業、緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業及び地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業を除く。）及び閉山炭鉱水道施設整備</p>		D1
<p>社会福祉施設等施設整備に関する事業：</p> <p>(1)保護施設等の施設整備※ (2)社会福祉施設等の大規模修繕等（グループホーム・ケアホーム等を除く。）※</p>	厚生労働大臣	D2-1 D2-2
<p>地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業：</p> <p>(1)介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業 (2)緊急ショートステイの整備事業 (3)都市型軽費老人ホーム整備事業 (4)施設内保育施設整備事業 (5)市町村提案事業 (6)小規模な養護老人ホーム整備事業</p>		D4-1 D4-2 D4-3 D4-4 D4-5 D4-6
<p>農山漁村地域整備に関する事業（別紙3のとおり）</p>		E1 (4-1～5-1)
<p>農山漁村活性化対策整備に関する事業：</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第六条第二項の規定による交付金の交付の対象となる事業等（指定都市が作成する同法第六条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等に限る。）※</p>	農林水産大臣	E2
<p>工業用水道に関する事業：</p> <p>取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等</p>	経済産業大臣	F
<p>社会資本整備に関する事業（別紙4のとおり）</p>	国土交通大臣	G (1-1～7-10, 9-1～10-2)

環境保全施設整備に関する事業： 動物収容・譲渡対策施設整備事業	環境大臣	H1
循環型社会形成推進に関する事業： (1)浄化槽設置整備事業、(2)浄化槽市町村整備推進事業		H4-1 H4-2

(注1) ※を付した事業及び別紙3・4を除き、指定都市が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、指定都市が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び指定都市が国からの交付金を関係団体又は民間事業者等に交付し、当該関係団体等が実施する事業等に限る。

(注2) 記号A、D3、H2、H3は欠番

農山漁村地域整備に関する事業（E1（都道府県））

1.農業農村 基盤整備	・ 農地整備事業（地域において戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）の作付面積又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-1
	・ 水利施設整備事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収（単位面積当たりの収穫量をいう。以下同じ。）又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-2
	・ 草地畜産基盤整備事業（地域において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-3
	・ 農地防災事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-4
	・ 広域農業用水適正管理対策事業※	1-5
	・ 地域用水環境整備事業※	1-6
	・ 水質保全対策事業※	1-7
	・ 農業集落排水事業※	1-8
	・ 集落基盤整備事業※	1-9
	・ 中山間地域総合整備事業※	1-10
	・ 農地環境整備事業※	1-11
	・ 農業用水保全の森づくり事業※	1-12
	・ 畜産環境総合整備事業※	1-13
	・ 農道整備事業※	1-14
2.森林基盤 整備	・ 森林環境保全整備事業のうち、次に掲げるもの※ 一 育成林整備事業（当該事業により整備される林道に係る森林の利用区域が次のいずれにも該当するものを除く。） イ その20%以上が森林整備の対象区域に含まれるもの ロ その過半が森林の施業の集約化が図られる区域に含まれるもの 二 林道改良事業	2-1
	・ 森林居住環境整備事業のうち、次に掲げるもの※ 一 フォレスト・コミュニティ総合整備事業 二 山のみち地域づくり交付金事業	2-2
	・ 治山事業のうち、次に掲げるもの 一 予防治山事業（一級河川若しくは二級河川の上流又は市街地、集落（人家十戸以上のものに限る。）若しくは特に重要な公共施設に対する被害の発生の危険性が著しいと認められる箇所で行うものを除く。） 二 地域防災対策総合治山事業 三 治山施設機能強化事業 四 森林土木効率化等技術開発事業 五 林地荒廃防止事業 六 山地災害総合減災対策治山事業 七 共生保安林整備事業 八 保安林管理道整備事業	2-3
3.水産基盤 整備	・ 地域水産物供給基盤整備事業のうち、第一種漁港又は第二種漁港の整備及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備事業※	3-1
	・ 漁場保全の森づくり事業※	3-2
	・ 漁港漁村環境整備事業のうち、次に掲げるもの※ 一 漁業集落環境整備事業 二 漁港環境整備事業 三 漁村再生交付金事業	3-3

4.海岸保全 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設整備事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 農地海岸 総事業費がおおむね 50 億円未満又は防護農地面積がおおむね 500 ヘクタール未満のもの ロ 漁港海岸 総事業費がおおむね 10 億円未満又は防護人口がおおむね 150 人未満のもの 二 海岸耐震対策事業 三 海岸堤防等老朽化対策事業 	4-1
		4-2
		4-3
		4-4
	・ 津波・高潮危機管理対策事業	4-5
	・ 海岸環境整備事業	4-6
5.効果促進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産大臣が定める交付要綱に従って作成される整備計画の目標を達成するため、上記 1 から 4 の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（次に掲げる事業を除く。なお、効果促進事業に係る事業費の合計額は、整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費の 20/100 までを目途とする。）のうち、都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料（交付要綱において定められた整備計画に準じるものとする。なお、市町村が作成する整備計画を含む。）に記載されたもの。（平成 22 年度又は平成 23 年度に都道府県又は市町村が作成した農山漁村地域整備計画に掲げられた事業について、当該計画に記載された効果促進事業の内容に変更がない場合には、その計画の写しを内閣総理大臣に提出することをもって事業実施計画の添付資料に代えることができる）。※ <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業 (2) 整備計画の範囲を超えて実施される事業 	5-1

(注) ※を付した事業を除き、都道府県が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

社会資本整備に関する事業（G（都道府県））

1.道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この「1.道路」の項において同じ。）、都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。この「1.道路」の項において同じ。）又は市町村道（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十一条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の規定による指定を受けた市町村道に限る。）に限る。）の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 道路の改良に係る事業（国の直轄事業その他の他事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 三 交通安全対策に係る事業 四 無電柱化に係る事業 	1-1
	<ul style="list-style-type: none"> 二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 	1-2
	<ul style="list-style-type: none"> 三 交通安全対策に係る事業 	1-3
	<ul style="list-style-type: none"> 四 無電柱化に係る事業 	1-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（一般国道又は都道府県道に限る。）の修繕に関する事業 	1-5
2.港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾改修事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 防波堤整備事業（小規模な港湾施設の防護を目的とした事業に限る。） 二 放置艇対策に関する事業 三 既存施設の利用転換、港湾空間の再開発・高度利用化及び利便性の向上並びに既存施設の延命化のための事業であって、事業規模が5億円未満のもの 	2-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設長寿命化計画策定事業 	2-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地等施設整備事業 	2-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域環境創造・自然再生等事業 	2-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなと振興計画に基づく事業 	2-5
3.治水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域河川改修事業、流域治水対策河川事業及び都市基盤河川改修事業のうち、流域面積がおおむね100平方キロメートル未満の河川において実施する事業（近年、浸水被害が発生した河川における事業を除く。） 	3-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域堤防機能高度化事業 	3-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域貯留浸透事業 	3-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合治水対策特定河川事業のうち、都市水防災対策事業 	3-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策事業 	3-5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰堤改良事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 改良事業 二 下流河道整備事業 三 ダム管理用水力発電設備設置事業 四 貯水池保全事業 	3-6
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常砂防事業のうち、高さがおおむね10メートル以下の堰堤を整備する事業（近年、土砂災害が発生した地区における事業を除く。） 	3-7
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山噴火警戒避難対策事業 	3-8
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊対策事業のうち、高さがおおむね30メートル未満の斜面において実施する事業 	3-9
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合流域防災事業 	3-10
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合河川環境整備事業 	3-11
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道関連特定治水施設整備事業及び住宅地地盤特定治水施設等整備事業のうち、上記に該当する事業 	3-12

4.海岸	・ 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、防護面積及び防護人口が、おおむね30ヘクタール未満かつおおむね150人未満（離島・奄美・北海道にあつては、おおむね10ヘクタール未満かつおおむね75人未満）の事業（近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。）	4-1
	・ 海岸耐震対策緊急事業	4-2
	・ 海岸堤防老朽化対策緊急事業	4-3
	・ 津波・高潮危機管理対策緊急事業	4-4
	・ 海岸環境整備事業	4-5
	・ 海域浄化対策事業	4-6
5.下水道	・ 流域下水道事業のうち、管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。）	5-1
	・ 流域下水道事業のうち、終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が30万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である都道府県の総人口の1割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業を除く。）	5-2
6.市街地整備	・ 暮らし・にぎわい再生事業	6-1
	・ 都市防災推進事業	6-2
7.都市公園	・ 都市公園事業（次に掲げるものを除く。） 一 大規模な公園（都市基幹公園及び大規模公園）の新設又は改築に関する事業 二 国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）の新設又は改築に関する事業	7-1
	・ 防災緑地緊急整備事業	7-2
	・ 市民農園整備事業	7-3
	・ 公園事業特定計画調査	7-4
	・ 公園施設長寿命化計画策定調査	7-5
	・ 吸収源対策公園緑地事業	7-6
	・ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	7-7
	・ 中心市街地活性化広場公園整備事業	7-8
	・ 市民緑地等整備事業	7-9
8.広域的地域活性化基盤	・ 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号。以下「広域活性化法」という。）第十九条第二項の交付金の対象となる事業等（同法第五条第一項の規定により作成された広域的な地域活性化基盤整備計画のうち、複数の都道府県が連携・協力して作成されたものに基づくものを除く。）のうち、この別紙2の表に掲げる事業及びこれらの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等※	8
9.住宅	・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下「地域住宅法」という。）第七条第二項の交付金の交付の対象となる事業等のうち、次に掲げるもの※ 一 公営住宅等整備事業（戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。） 二 公営住宅等ストック総合改善事業のうち、以下のイ又はロのいずれかに該当するもの（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。） イ 戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業 ロ 小規模な改善工事に係る事業 三 住宅市街地基盤整備事業（この別紙2の表に掲げる事業に限る。） 四 公的賃貸住宅家賃低廉化事業（公営住宅に係る事業に限る。） 五 一から四までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等	9-1
	・ 住宅市街地基盤整備事業（この別紙2の表に掲げる事業に限る。）	9-2

10.関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記1から9の事業等と一体となってその効果を増大させるため実施されるものとして事業実施計画の添付資料に記載された次に掲げる事業等。 	
	<ul style="list-style-type: none"> イ 関連社会資本整備事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記1から9の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該整備計画に係る事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 	10-1
	<ul style="list-style-type: none"> ロ 効果促進事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記1から9の事業等と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として地域自主戦略交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第4号、地域住宅法第6条第2項第3号又は広域活性化法第5条第2項第4号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、成果目標ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100までを目途とする。） 	10-2
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 (2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 (3) レクリエーションに関する施設の整備事業 	

(注1) ※を付した事業を除き、都道府県が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

(注2) 地域自主戦略交付金の創設及び対象事業の拡大による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された基幹事業（地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）の関連事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業実施計画の添付資料への記載を要しない。

(注3) 効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設及び対象事業の拡大による変更後の社会資本総合整備計画（以下「変更後計画」という。）に記載された社会資本整備総合交付金の効果促進事業に係る事業費を、全体事業費については変更後計画に記載された社会資本整備総合交付金の交付対象事業に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

農山漁村地域整備に関する事業（E1（指定都市））

4.海岸保全 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設整備事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 農地海岸 総事業費がおおむね 50 億円未満又は防護農地面積がおおむね 500 ヘクタール未満のもの ロ 漁港海岸 総事業費がおおむね 10 億円未満又は防護人口がおおむね 150 人未満のもの 二 海岸耐震対策事業 三 海岸堤防等老朽化対策事業 	4-1
		4-2
		4-3
		4-4
	・ 津波・高潮危機管理対策事業	4-5
	・ 海岸環境整備事業	4-6
5.効果促進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産大臣が定める交付要綱に従って作成される整備計画の目標を達成するため、上記 4 の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（次に掲げる事業を除く。なお、効果促進事業に係る事業費の合計額は、整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費の 20/100 までを目途とする。）のうち、都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料（交付要綱において定められた整備計画に準じるものとする。なお、市町村が作成する整備計画を含む。）に記載されたもの。（平成 22 年度又は平成 23 年度に都道府県又は市町村が作成した農山漁村地域整備計画に掲げられた事業について、当該計画に記載された効果促進事業の内容に変更がない場合には、その計画の写しを内閣総理大臣に提出することをもって事業実施計画の添付資料に代えることができる）。※ <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業 (2) 整備計画の範囲を超えて実施される事業 	5-1

（注1）※を付した事業を除き、指定都市が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、指定都市が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び指定都市が国からの交付金を関係団体又は民間事業者等に交付し、当該関係団体等が実施する事業等に限る。

（注2）番号 1～3 は欠番

社会資本整備に関する事業（G（指定都市））

1.道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この「1.道路」の項において同じ。）、都道府県道又は市道（いずれも道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道又は市道に限る。この「1.道路」の項において同じ。））の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 道路の改良に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 三 交通安全対策に係る事業 四 無電柱化に係る事業 	1-1
	<ul style="list-style-type: none"> 二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 	1-2
	<ul style="list-style-type: none"> 三 交通安全対策に係る事業 	1-3
	<ul style="list-style-type: none"> 四 無電柱化に係る事業 	1-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（一般国道、都道府県道又は市道に限る。）の修繕に関する事業 	1-5
2.港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾改修事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 防波堤整備事業（小規模な港湾施設の防護を目的とした事業に限る。） 二 放置艇対策に関する事業 三 既存施設の利用転換、港湾空間の再開発・高度利用化及び利便性の向上並びに既存施設の延命化のための事業であって、事業規模が5億円未満のもの 	2-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設長寿命化計画策定事業 	2-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地等施設整備事業 	2-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域環境創造・自然再生等事業 	2-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなと振興計画に基づく事業 	2-5
3.治水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域河川改修事業、流域治水対策河川事業及び都市基盤河川改修事業のうち、流域面積がおおむね100平方キロメートル未満の河川において実施する事業（近年、浸水被害が発生した河川における事業又は調節池、遊水地、地下放水路等の大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 	3-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域堤防機能高度化事業 	3-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域貯留浸透事業 	3-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合治水対策特定河川事業のうち、都市水防災対策事業 	3-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策事業 	3-5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合流域防災事業 	3-10
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合河川環境整備事業 	3-11
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道関連特定治水施設整備事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業のうち、上記に該当する事業 	3-12	
4.海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、防護面積及び防護人口が、おおむね30ヘクタール未満かつおおむね150人未満（離島・奄美・北海道にあつては、おおむね10ヘクタール未満かつおおむね75人未満）の事業（近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。） 	4-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸耐震対策緊急事業 	4-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸堤防老朽化対策緊急事業 	4-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波・高潮危機管理対策緊急事業 	4-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸環境整備事業 	4-5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域浄化対策事業 	4-6
5.下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業のうち、汚水に係る管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。） 	5-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業のうち、終末処理場の水処理施設及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。） 	5-4
6.市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項の交付金の対象となる事業等（同法第四十六条第一項の規定により作成された都市再生整備計画のうち、国の施策上重点的に支援しているものを除く。）のうち、この別紙4の表に掲げる事業及びこれらの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等※ 	6-3

7.都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園事業（次に掲げるものを除く。）※ <ul style="list-style-type: none"> 一 大規模な公園（都市基幹公園及び大規模公園）の新設又は改築に関する事業 二 国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）の新設又は改築に関する事業 	7-1
	・ 防災緑地緊急整備事業	7-2
	・ 市民農園整備事業	7-3
	・ 公園事業特定計画調査	7-4
	・ 公園施設長寿命化計画策定調査	7-5
	・ 吸収源対策公園緑地事業	7-6
	・ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	7-7
	・ 中心市街地活性化広場公園整備事業	7-8
	・ 市民緑地等整備事業	7-9
	・ 緑化重点地区総合整備事業	7-10
9.住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（以下「地域住宅法」という。）第七条第二項の交付金の交付の対象となる事業等のうち、次に掲げるもの※ <ul style="list-style-type: none"> 一 公営住宅等整備事業（戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。） 二 公営住宅等ストック総合改善事業のうち、以下のイ又はロのいずれかに該当するもの（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。） <ul style="list-style-type: none"> イ 戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業 ロ 小規模な改善工事に係る事業 三 住宅市街地基盤整備事業（この別紙4の表に掲げる事業に限る。） 四 公的賃貸住宅家賃低廉化事業（公営住宅に係る事業に限る。） 五 一から四までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等 	9-1
	・ 住宅市街地基盤整備事業（この別紙4の表に掲げる事業に限る。）	9-2

10.関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記1 から7及び9の事業等と一体となってその効果を増大させるため実施されるものとして事業実施計画の添付資料に記載された次に掲げる事業等。 イ 関連社会資本整備事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記1 から7及び9の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号（第14号及び当該整備計画に係る事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 	10-1
	<ul style="list-style-type: none"> ロ 効果促進事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記1 から7及び9の事業等と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金として地域自主戦略交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第4号、地域住宅法第6条第2項第3号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、成果目標ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100までを目途とする。） (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 (2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 (3) レクリエーションに関する施設の整備事業 	10-2

(注1) ※を付した事業を除き、指定都市が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、指定都市が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び指定都市が国からの交付金を関係団体又は民間事業者等に交付し、当該関係団体等が実施する事業等に限る。

(注2) 地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された基幹事業（地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）の関連事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業実施計画の添付資料への記載を要しない。

(注3) 効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更後の社会資本総合整備計画（以下「変更後計画」という。）に記載された社会資本整備総合交付金の効果促進事業に係る事業費を、全体事業費については変更後計画に記載された社会資本整備総合交付金の交付対象事業に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

(注4) 番号3-6～3-9、5-1、5-2、6-1、6-2、8は欠番

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

都道府県名	担当部局課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位:千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

交付金交付総額

千円

(単位:千円)

記号	交付担当省庁	交付金交付額	前回交付金交付額	交付対象事業名	交付金交付額	備考
A	警察庁			交通安全施設整備に関する事業		
B	総務省			消防防災施設整備に関する事業		
C	文部科学省			学校施設環境改善に関する事業		
D1				水道施設整備に関する事業		
D2	厚生労働省			社会福祉施設等施設整備に関する事業		
D3				医療提供体制施設整備に関する事業		
E1				農山漁村地域整備に関する事業		
E2				農山漁村活性化対策整備に関する事業		
E3	農林水産省			農業・食品産業強化対策整備に関する事業		
E4				水産業強化対策整備に関する事業		
E5				森林整備・林業等振興整備に関する事業		
F	経済産業省			工業用水道に関する事業		
G	国土交通省			社会資本整備に関する事業		
H1				環境保全施設整備に関する事業		
H2	環境省			自然環境整備に関する事業		
H3				生物多様性保全回復整備に関する事業		

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

都道府県名	担当部局課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位:千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

交付金交付総額 千円

(単位:千円)

記号	交付担当省庁	交付金交付額	前回交付金交付額	交付対象事業名	交付金交付額	備 考
B	総務省			消防防災施設整備に関する事業		
C	文部科学省			学校施設環境改善に関する事業		
D1				水道施設整備に関する事業		
D2	厚生労働省			社会福祉施設等施設整備に関する事業		
D4				地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業		
E1	農林水産省			農山漁村地域整備に関する事業		
E2				農山漁村活性化対策整備に関する事業		
F	経済産業省			工業用水道に関する事業		
G	国土交通省			社会資本整備に関する事業		
H1	環境省			環境保全施設整備に関する事業		
H4				循環型社会形成推進に関する事業		

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

対象自治体：都道府県

都道府県名	都道府県名	担当者氏名
地方公共団体名	担当部局課名 電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

A. 交通安全施設整備に関する事業

No.	事業名	事業記号	事業期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	前年度まで の総交付対 象事業費	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 対象事 業費)	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額	備考
小計														

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

対象自治体： 都道府県及び指定都市

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

都道府県名	都道府県課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位:千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

○: 学校施設環境改善に関する事業 (単位:千円)

No.	事業名	事業 記号 (施設名)	学校名 (施設名)	事業概要	事業 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金 交付額	交付 率 法令 規定	前年度まで の総交付 対象事業 費	進捗 率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付 金交付額	進捗 率 (交 付金 交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金 交付 額	備考
小計																

- (注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する
 3. 「うち交付金交付額」には、学校施設環境改善交付金と同様に、事業実施計画に計上している事業ごとに算出した配分基礎額に交付率を乗じた額の総和と事業に要する経費の額(交付対象事業費)に交付率を乗じた額の総和とを比較して少ない方の額を全ての事業で用いることとし、当該額に100分の1を乗じた額(事務費として算定する額)の和を記載すること
 4. 社会体育施設整備事業を計上する際、地震防災対策特別措置法による交付率の嵩上げ対象となっていない事業と嵩上げ対象となっている事業の両方が含まれる場合には、それぞれ欄を分けて記入すること

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

対象自治体：都道府県及び指定都市

都道府県名	担当部局課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

D1:水道施設整備に関する事業

No.	事業名	事業記号	事業名2	事業概要	事業期間	総事業費	交付対象事業費	うち交付金額	交付率 法 定	前年度までの 総交付 対象事業 費	進歩 率 対 象 事業 費	前年度までの 総交付 金額	進歩 率 対 象 交付 金額	本年度 事業費	うち 交付金額	備考
小計																

(単位：千円)

(注) 1.「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2.「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

対象自治体：都道府県及び指定都市

都道府県名	担当者氏名
地方公共団体名	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	
担当部局課名	
電話番号	
メールアドレス	

D2. 社会福祉施設整備に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	事業記号	事業概要	事業期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金 交付額	交付率 法 令 規 定	前年度まで の総交付 対象事業 費	進捗 率(交 付対 象事 業費)	前年度まで の総交付 金交付額	進捗 率(交 付金 交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金 交付額	備考	
																小計
小計																

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

対象自治体：指定都市

都道府県名	担当者氏名
地方公共団体名	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	
担当部局課名	
電話番号	
メールアドレス	

D4: 地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	事業記号	事業概要	事業期間	総事業費	交付対象事業費	うち交付金額	交付率	前年度までの総交付対象事業費	進捗率(%)	前年度までの総交付金額	進捗率(%)	本年度事業費	うち交付金額	備考
小計															

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

対象自治体：都道府県及び指定都市

都道府県名	担当部局課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

三上農山漁村地域整備に関する事業 (単位：千円)

No.	事業名	事業記号	事業概要 (延長・面積等)	事業期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交付 額	交付率 (法令規定)	前年度までの 総交付対象事業 費	進捗 率(交付対象 事業費)	前年度までの 総交付額	進捗 率(交付金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	年度間調整額(該当する場合のみ)		備考												
															本年度に実施した 事業費 (D)	本年度に本来交付 予定の国費 (C)-(D)													
小計																					(E)								
前年度における年度間調整額(国費)															(B)														
調整後の国費合計															(A)-(B)														

翌年度以降の残事業費のうち国費 ≥ (E)

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する
 3. 指定都市の対象事業は、海岸保全施設整備事業、効果促進事業とする。

都道府県名	担当部署課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位: 千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

(単位: 千円)

E2: 農山漁村活性化対策整備に関する事業

No.	事業名	事業記号	事業概要 (延長・面積等)	事業期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金額	交付率 <small>法令規定</small>	前年度までの 総交付 対象事業 費	進捗 率(交 付対 象事業 費)	前年度までの 総交付金 交付額	進捗 率(交 付金 交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	年度間調整額(該当する場合のみ)		備考
															本年度に実施した 事業費	(D)	
小計														(A)	(E)		
前年度における年度間調整額(国費)														(B)			
調整後の国費合計														(A)-(B)			

翌年度以降の残事業費のうち国費 ≥ (E)

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

都道府県名	担当者氏名
地方公共団体名	交付限度額 (単位: 千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	電話番号 メールアドレス

（単位: 千円）

E3: 農業・食品産業強化対策整備に関する事業

No.	事業名	事業記号	事業概要 (延長・面積等)	事業 期間	事業 総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率 <small>法 令 規 定</small>	前年度まで の総交付 対象事業 費	進捗 率(交 付対 象事業 費)	前年度まで の総交付 金交付額	進捗 率(交 付金 交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額	備考
小計															

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

都道府県名	担当都局課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

(単位：千円)

No.	事業名	事業記号	事業概要 (延長・面積等)	事業期間	事業総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率 法令規 定	前年度まで の総交付 対象事業 費	進捗 率(交 付対 象事業 費)	前年度まで の総交付 金交付額	進捗 率(交 付金 交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額	備考
小計															

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

対象自治体：都道府県及び指定都市

都道府県名	担当部署名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位:千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

F:工業用水道に関する事業 (単位:千円)

No.	事業名	事業記号	対象事業名	事業概要	事業期間	総事業費	交付対象事業費	うち交付金額	交付率	法令規定	前年度までの総交付対象事業費	前年度までの総交付金額	前年度までの交付率	本年度事業費	うち交付金額	備考
小計																

- (注) 1. 「対象事業名」には実際の地域自主戦略交付金の交付対象事業名を記載する
 2. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 3. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する
 4. 「事業概要」には費目及び事業概要を記載する

都道府県名	担当部署課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

(単位：千円)

No.	事業名	事業記号	事業地区名	事業実施主体	事業概要 (延長・面積等)	事業期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交付額	交付率 法令規定	前年度までの 総交付金 対象事業費	進捗率(交付対象事業費)	前年度までの 総交付金 交付額	進捗率(交付金交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交付額 (C)	年度間調整額(該当する場合のみ)			備考
																	本年度に実施した 事業費	本年度に本来交付 予定の交付金 (D)	前年度における 年度間調整額 (国費) (C)-(D)	
小計																				
															(A)	(B)	(E)			
															前年度における年度間調整額(国費) 調整後の国費合計					
															翌年度以降の残事業費 のうち国費			≥(E)		

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する
 3. 地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画に記載された基幹事業の関連事業については、「備考」欄に「関連」と記載し、同計画の写しを添付すること

(別添資料) 事業記号1～9の事業と事業記号10の事業を一体的に実施する場合の成果目標等

事業実施期間※		平成	年度	～	平成	年度	(年間)
成果目標※								
一体的に実施する事業の事業費		①	百万円	②	百万円	③	効果促進事業費の割合 ③ / (①+②+③) %	
① 基幹的な事業 (事業記号1～9までの事業)								
番号	事業名							備考
② 関連社会資本整備事業 (事業記号10-1)								
番号	一体的に実施することにより期待される効果							備考
③ 効果促進事業 (事業記号10-2)								
番号	一体的に実施することにより期待される効果							備考

備考 (注) 「一体的に実施することにより期待される効果」の欄には、成果目標を明示して記載すること。
 ※事業実施期間 目標を達成しようとする期間 (3～5年程度)
 ※成果目標 期間内に基幹的な事業、関連社会資本整備事業、および、効果促進事業の一体的な実施で実現しようとする目標

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

対象自治体：都道府県及び指定都市

都道府県名	担当部署名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

H1：環境保全施設整備に関する事業

No.	事業名	事業記号	施設名	事業概要	事業期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付額	交付 率	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗 率(交 付対 象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗 率(交 付金 交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額	備考	
																	法令規定
小計																	

(注)1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

都道府県名	担当部署課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

H2：自然環境整備に関する事業

No.	事業名	事業記号	事業実施主体	事業概要	事業期間	総事業費	交付対象事業費	うち交付金額	交付率	前年度までの総交付対象事業費	進捗率(前年度までの総交付対象事業費)	前年度までの総交付金額	進捗率(前年度までの総交付金額)	本年度事業費	うち交付金額(C)	年度間調整額(該当する場合のみ)		備考	
																本年度に実施した事業費	本年度に本交付されるべき国費(D)		翌年度における年度間調整額(国費)(C)-(D)
小計																			
															(A)	(B)	(E)		
前年度における年度間調整額(国費)															調整後の国費合計		翌年度以降の残事業費のうち国費		≥ (E)

(注) 1. 「事業名」：国定公園においては、公園ごとかつ「事業実施主体」ごとの記載とし、国指定鳥獣保護区においては、鳥獣保護区名を記載し、長距離自然歩道においては、歩道ごとかつ「事業実施主体」ごとの記載とする
 2. 「事業実施主体」：都道府県又は国指定鳥獣保護区においては、市町村名を記載する
 3. 「事業概要」：国定公園及び国指定鳥獣保護区においては、事業概要(事業名、施設の種類、規模、数量等)を記載し、長距離自然歩道においては地区名(区間名)及び事業概要(延長等)を記載する
 なお、複数箇所での整備の場合は、箇所ごとに記載する
 4. 「事業期間」：事業名ごとの整備が完了する期間を記載する
 5. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 6. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

都道府県名	担当部局課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

H3:生物多様性保全回復整備に関する事業

No.	事業名	事業記号	事業概要	事業期間	総事業費	交付対象事業費	うち交付額	交付率 法令規定	前年度までの 総交付対象 事業費	進捗率 (交付対象事業費)	前年度までの 総交付金 交付額	進捗率 (交付金交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	年度間調整額 (該当する場合のみ)			備考
															本年度に 振り込まれた 事業費 (D)	翌年度に 振り込まれる べき国費 (C)-(D)	翌年度に おける 年度間調整額 (国費)	
小計															(A)	(B)	(E)	
前年度における年度間調整額(国費)															調整後の国費合計			
															翌年度以降の残事業費のうち国費			≥ (E)

- (注) 1. 「事業概要」:施設の種類、規模、数量等を記載すること。なお、複数箇所での整備の場合は、箇所ごとに記載する
 2. 「事業期間」:事業名ごとの整備が完了する期間を記載する
 3. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 4. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する

平成 年度 地域自主戦略交付金 事業実施計画

都道府県名	担当部局課名	担当者氏名
地方公共団体名	電話番号	交付限度額 (単位：千円)
都道府県・市町村コード(5桁)	メールアドレス	

H4: 循環型社会形成推進に関する事業 (単位：千円)

No.	事業名	事業記号	事業規模	事業期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗 率に 対し の総交 付額 (事業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗 率に 対し の交 付額 (額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額 (C)	年度間調整額(該当する場合のみ)		備考	
															本年度に実施した 事業費	本年度に本来交 付されるべき国費 (D)		
小計														(A)	(E)			
前年度における年度間調整額(国費)														(B)				
調整後の国費合計														(A)-(B)				

翌年度以降の残事業費
のうち国費 ≥ (E)

(注) 1. 「総事業費」には地域自主戦略交付金対象外事業費も含める
 2. 「本年度事業費」には地域自主戦略交付金対象事業費のみ計上する